

平成 29 年度

## 特定教育・保育施設の利用案内 (保育所・認定こども園・幼稚園)

この案内は、えびの市にお住まいの方が、保育所、認定こども園、幼稚園を利用する際に必要となる手続きや制度に関する案内を掲載しています。内容をよく読んで、必要な手続きを行ってください。



えびの市

〒889-4292 えびの市大字栗下 1292 番地  
えびの市福祉事務所 子育て支援係  
TEL 0984-35-1111 (内線 267・269)  
FAX 0984-35-0401 (代表)

霧島山の  
めぐみめぐる  
えびの

山と水、米と肉。温泉と四季のまち。

# 1 「子ども・子育て支援新制度」について

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

この制度では、幼稚園（一部を除く）、保育所、認定こども園（これらの施設のことを「特定教育・保育施設」といいます。）のほか、各種事業を設け、教育・保育や子育て支援の選択肢を増やし、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じた多様な支援を行っています。

制度全般のことについては、内閣府のホームページをご覧ください。

子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK

検索



## 2 幼稚園・保育所・認定こども園について

えびの市には平成28年11月現在、幼稚園2園、保育所5園、認定こども園3園があります。

※ このうち、平成29年4月1日から、幼稚園1園が認定こども園へ移行予定です。

### 幼稚園とは

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。

【対象児童】 満3歳の誕生日～小学校就学前まで

【利用時間】 平日昼過ぎ頃までの教育時間に加え、園によっては夕方までの時間や、土曜日、夏休みなどに預かり保育などを実施。

【利用要件】 保護者の就労状況等を問わず利用できます。

### 保育所とは

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

【対象児童】 0歳（目安として首がすわる頃）～小学校就学前まで

【利用時間】 朝から夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

【利用要件】 保護者の就労、疾病、親族の介護など一定の「保育を必要とする事由」（→4 ページ）に該当し、家庭で保育のできない保護者

### 認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

#### ●0歳～2歳

【利用時間】 朝から夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

【利用要件】 保護者の就労、疾病、親族の介護など一定の「保育を必要とする事由」（→4 ページ）に該当し、家庭で保育のできない保護者

#### ●3歳～小学校就学前まで

【利用時間】 平日昼過ぎ頃までの教育時間に加え、保育を必要とする場合は、夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施。

【利用要件】 保護者の就労状況等を問わず利用できますが、保育の提供を受けるためには、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

### 3 支給認定について

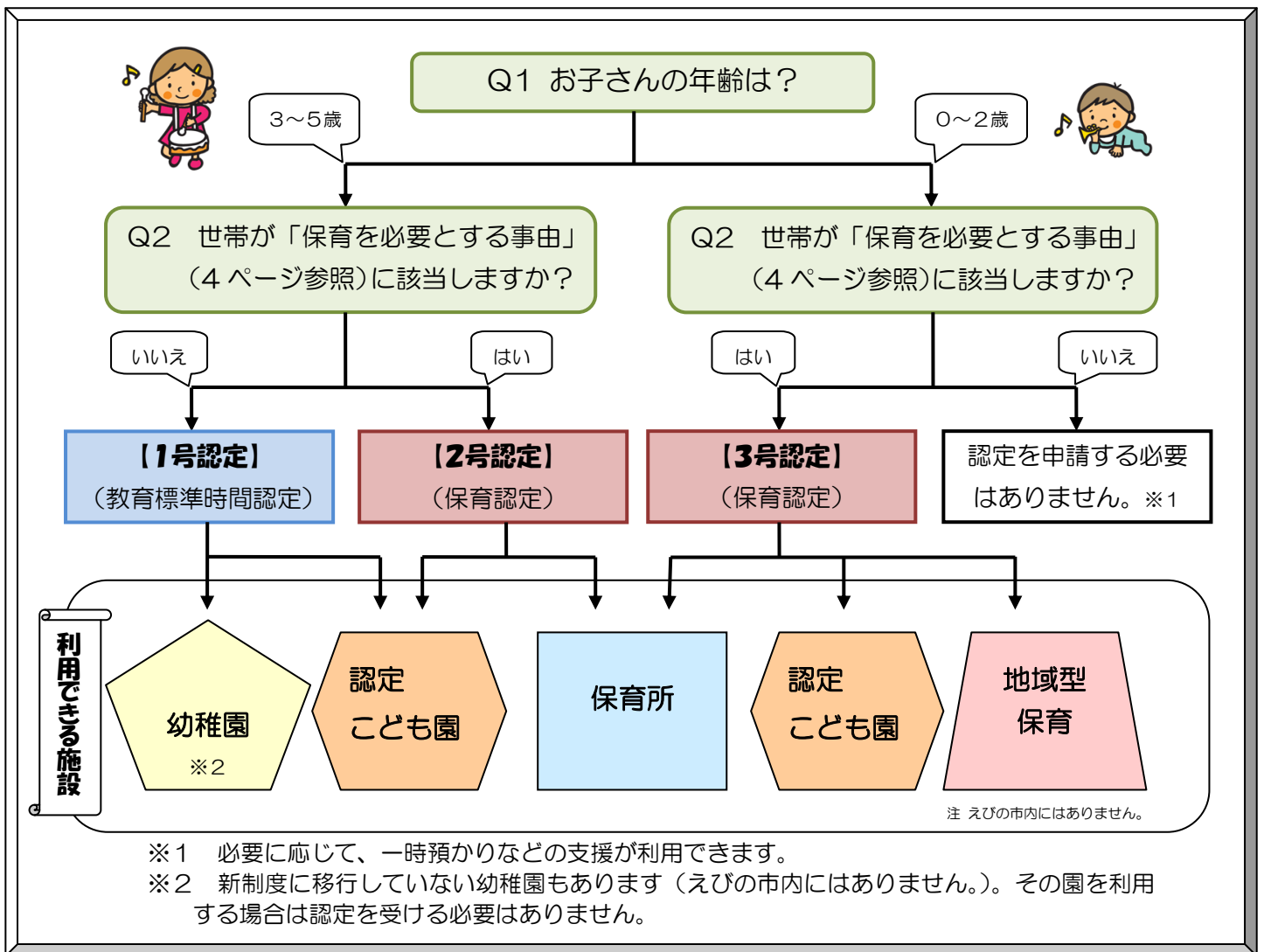
保育所等を利用する場合、保育所等の利用申込みとは別に、「支給認定」というものを申請していただく必要があります。

#### えびの市では

保育所・認定こども園（保育）の利用申込書と、支給認定申請書が一緒になっています。  
 幼稚園・認定こども園（教育）の場合は、支給認定申請とは別に、各園への申込みが必要です。  
 ※ 申込み方法については、7ページをご覧ください。

#### (1) 認定の種類

認定は、保護者の就労状況等や子どもの年齢により以下のとおりの区分となります。認定区分によって、利用できる施設が異なりますので、下図によりご確認ください。



- 「2号認定」に該当する場合でも、「1号認定」を選択することはできません。（「保育を必要とする事由」に該当しない限り、その逆はできません。）
- 「3号認定」を受けた子どもは、満3歳の誕生日の前日に自動的に「2号認定」に切り替わります。

#### 支給認定のイメージ図

支給認定を受けると、「支給認定証（A4サイズの青い紙1枚）」が発行されます。  
 認定の変更手続きの際などに市へ返却する必要がありますので、ご自宅で大切に保管してください（後述）。

	保育を必要としない	保育を必要とする
5歳	1号認定	2号認定
4歳		
3歳		
2歳	3号認定	3号認定
1歳		
0歳		

## (2) 「保育を必要とする事由」について

保育（2号・3号）認定を受ける（＝保育所や認定こども園（保育）を利用する）ためには、保護者の方が、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

〔 下のどれにも該当しない場合、保育所や認定こども園（保育）の利用はできませんが、満3歳以上であれば、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園（教育）を利用できます。 〕

### 【保育を必要とする事由】

保育を必要とする事由	内 容	保育の必要量 (次ページ参照)	保育の利用可能期間
(1) 保護者の就労 (月 120 時間以上)	保護者が就労により、子どもの保育ができない場合 ※就労中であっても、妊娠している又は妊娠した場合、(3)になります。	保育標準時間	就労期間中 ※退職した場合は、退所となります。
(2) 保護者の就労 (月 60～120 時間未満)		保育短時間	
(3) 母の妊娠・出産	子どもの母が妊娠・出産により子どもの保育ができない場合	保育標準時間	出産月を含めず、産前 2 か月、産後 3 か月の間
(4) 保護者が疾病・障害をもっている	保護者が疾病・障害などにより子どもの保育ができない場合	状況によって判断	対象者の疾病等が治癒するまで
(5) 保護者が常時、病人の看護をしている	長期にわたり看護・介護を要す親族等がいて、子どもの保育ができない場合	状況によって判断	看護や介護を必要とする期間
(6) 災害	震災・風水害などの災害の復旧にあたっているため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間	危難が終了するまで
(7) 求職活動中	保護者が、「就労」に該当する仕事を探しているため、子どもの保育ができない場合	保育短時間	入所から 3 か月以内
(8) 就学・職業訓練	保護者が就学などにより、子どもの保育ができない場合	状況によって判断	学校等が修了するまで (休退学したときは退所となります)
(9) 虐待やDVのおそれがある	詳細については市へお問い合わせください。	保育標準時間	市長が認める期間
(10) 育児休業中	産後間もない乳児の育児のため、上の子どもの保育ができない場合	状況によって判断	施設の入所状況により調整させていただくことがあります。
(11) その他	保育を必要とする特別の事由がある場合	状況によって判断	市長が認める期間

※ 保育を必要とする事由によって、利用申込書と一緒に提出する書類が異なります。添付書類の詳細は、利用申込書をご覧ください。

※ 保育を必要とする事由に変更があった場合は、必ず届け出くださるようお願いいたします。変更の届出がない場合、退所していただくことがありますのでご注意ください。

### (3) 保育の必要量(2号・3号認定のみ)

保育(2号、3号)認定を受けた方は、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」の、2つに区分され、保育所等で預けることができる時間が異なります。

〔たとえば、『就労』を理由とする保育の利用の場合、「保育標準時間」はフルタイム勤務、「保育短時間」はパートタイム勤務を想定した利用時間になっています。〕

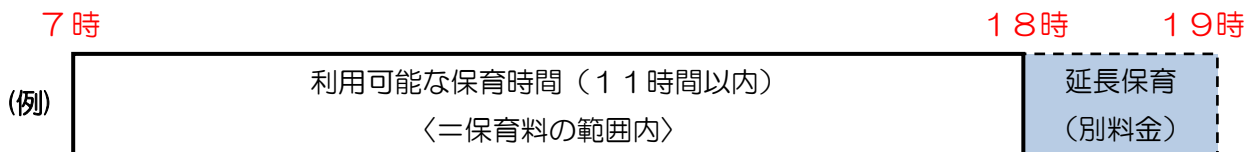
#### ●保育標準時間

利用できる保育時間：1日最大 **11時間** (別途、延長保育の利用ができます)

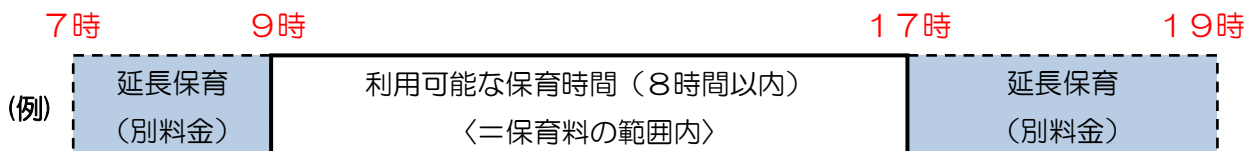
#### ●保育短時間

利用できる保育時間：1日最大 **8時間** (別途、延長保育の利用ができます)

●保育標準時間 ※『就労』の場合、1ヶ月120時間以上の就労時間のとき



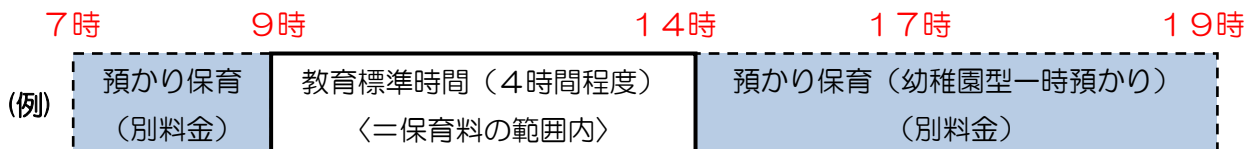
●保育短時間 ※『就労』の場合、1ヶ月60時間以上120時間未満の就労時間のとき



※上記時間は例です。8時間の時間設定は各園で異なりますので、ご注意ください。

(各園の時間については15ページを参照)

●(参考)【教育標準時間認定(1号認定)】



※上記時間は例です。教育標準時間の時間設定は各園で異なりますので、ご注意ください。

(各園の時間については15ページを参照)

※ 保育標準時間の要件を満たす方が、保育短時間を選択することは可能です。

(保育標準時間の要件を満たさない限り、その逆はできません)

※ 各月の保育料に関しては、保育標準時間の方が若干高いものの、基本的に、保育短時間で延長保育を毎日使うより負担は少なくなります。

※ 利用可能な保育時間や教育標準時間内の預かりであっても、保育料とは別に、給食費やその他の実費負担が生じることがありますのでご注意ください(後述)。



#### 4 申込みから入所(園)までの流れ(保育所、認定こども園(2・3号認定)の場合)

保育所と認定こども園(2・3号認定)(以下この案内では「保育所等」といいます。)の申込みにあたり、入所(園)までの手続きとスケジュールは以下のとおりです。

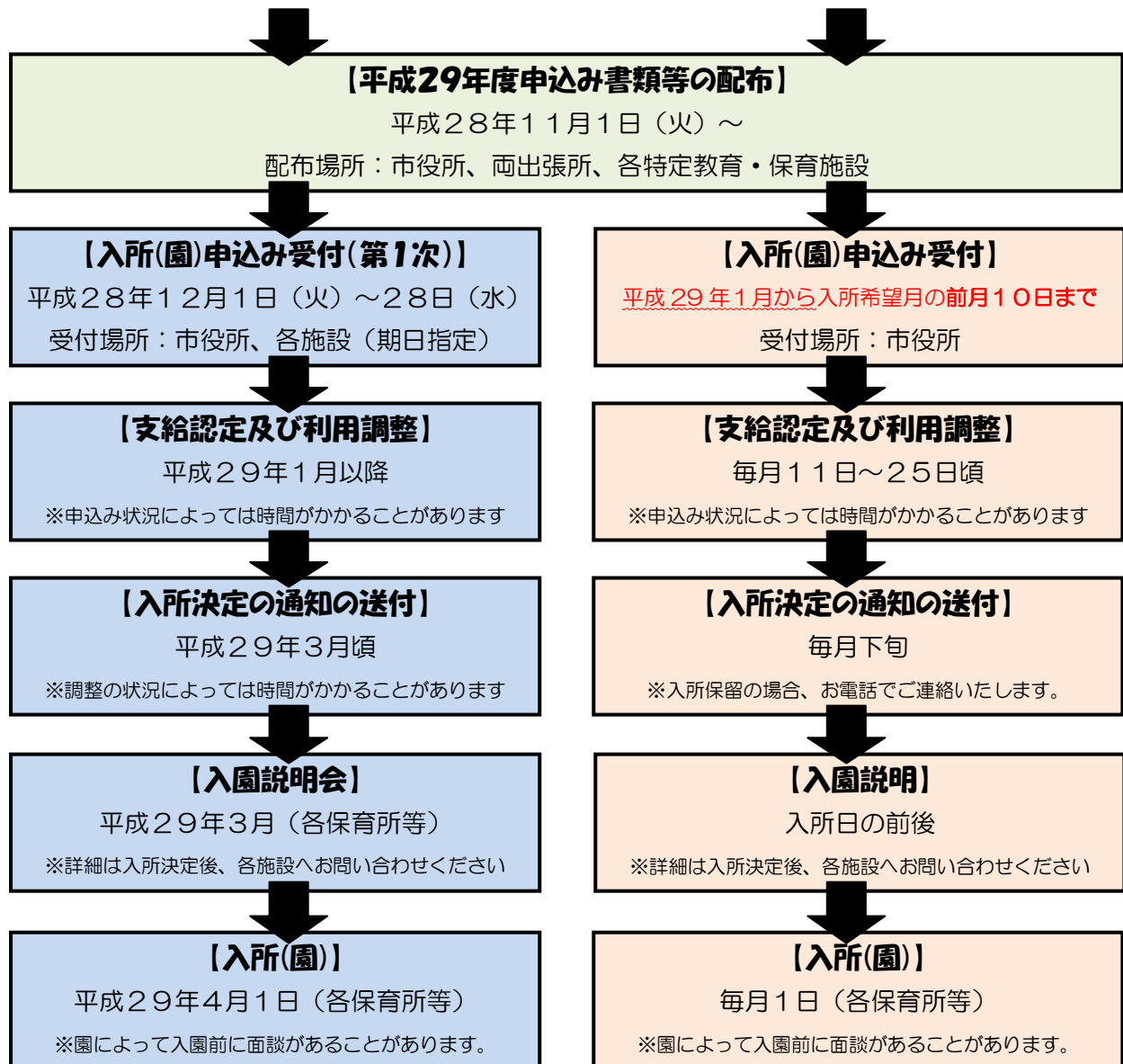
〔幼稚園、認定こども園(1号認定)(以下この案内では「幼稚園等」といいます。)の申込み手続きとは異なりますのでご注意ください。〕

入所(園)を希望される場合、事前に施設に問い合わせをいただき、保育内容や保育料以外の費用(実費負担分)の徴収の有無などについて確認の上、申込みください。  
施設の見学も可能ですが、あらかじめ各施設に直接ご相談ください。

●平成29年4月1日からの入所(園)を希望する場合

●平成29年5月1日以降の入所(園)を希望する場合

※えびの市では、毎月1日付けでの入所となります(保育料の日割り計算は行っておりません。)



※ 上記は、入所(園)までの一般的な流れになります。入所(園)を希望する施設や申込み状況等によって、順序や時期が前後することがあります。

※ 幼稚園等への利用申込みの手続き方法や申込みの受付時期は、各園で異なりますので、利用を希望する各幼稚園等へお問い合わせ下さい。

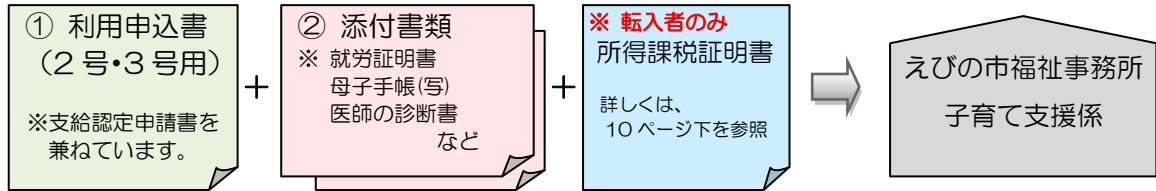
## 5 入所申込みについて

### (1) 保育所・認定こども園(2号・3号認定)への申込み

以下の書類①②を、えびの市福祉事務所へ提出してください。

①支給認定申請書兼保育所等利用申込書(2号・3号認定用)

②必要となる添付書類(保育を必要とする事由により異なります。①の4ページをご覧ください。)



※提出書類の不備や記入漏れがあると受理できませんので、事前に必要となる添付書類や記入内容をよく確認して申し込みください。

#### 【申込み受付期間】

保育所等への申込みは、既に保育所等へ通っていたとしても、年度(4~3月)ごとに毎年行っていただく必要があります。そのため、入所申込みが集中する4月からの入所については、以下のとおり申込期間を区切っていますので、ご注意ください。

なお、この期間を過ぎた場合でも申込み自体は可能ですが、入所調整の都合上、下記期間内に申込みがあった方から優先して入所を決定しますので、ご注意ください。

#### ●平成29年4月1日からの利用を希望する場合

**受付期間:平成28年12月1日(木)~12月28日(水)**  
**受付時間:午前8時30分~午後5時15分**  
**受付場所:えびの市福祉事務所 子育て支援係**  
**(以下の日程で、各施設でも受け付けます)**

受付時間:午後3時~午後6時			
受付日	受付場所	受付日	受付場所
12月12日(月)	真幸認定こども園	12月19日(月)	飯野保育園
12月13日(火)	なかよし認定こども園	12月20日(火)	和光保育園
12月14日(水)	加久藤乳児保育園	12月21日(水)	認定こども園ふじ幼稚園
12月15日(木)	加久藤保育園	12月22日(木)	京町中央幼稚園*
12月16日(金)	上江保育園		

※ 京町中央幼稚園は、平成29年4月から認定こども園へ移行予定であることから、認定こども園への移行を条件に、保育利用の申込みを受け付けます。

#### ●平成29年5月1日以降の利用を希望する場合

平成29年1月以降、利用を希望する月の前月10日までに、市福祉事務所へ申込みをしてください。

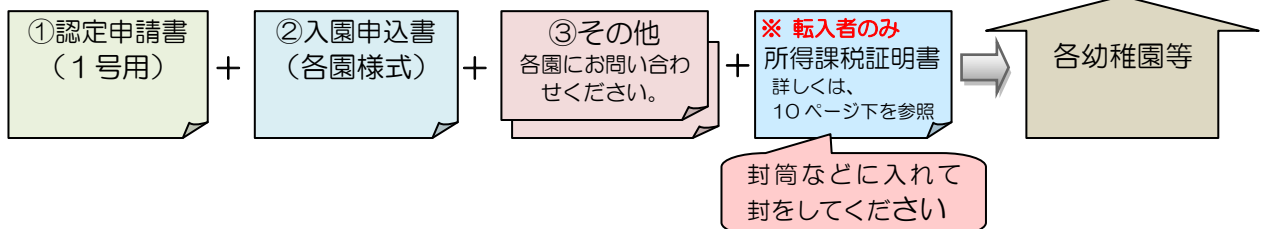
### (2) 幼稚園・認定こども園(1号認定)への申込み

以下の書類を、利用を希望する幼稚園等へ提出してください。

①支給認定申請書(1号認定用)

②入園申込書(各園によって異なります)

③その他必要となる書類(各園によって異なります。)



申込みの際は来庁者の「マイナンバーカード」(又は「通知カード」と本人確認書類(運転免許証等)もお持ちください。

申込みに必要な書類や申込み受付期間などは、各園へお問い合わせください。

## 6 支給認定及び利用調整等について

### (1) 支給認定

1号・2号・3号認定を問わず、保護者から支給認定申請書の提出があった場合、市では、対象児童の年齢や「保育を必要とする事由」などを確認し、認定します。

#### 支給認定申請書の提出方法（再掲）

- ・保育（2・3号）認定の場合、利用申込書も兼ねた申請書を保護者が市へ提出します。
- ・教育標準時間（1号）認定の場合、保護者は「入園申込書」と一緒に、園に提出し、園がまとめて市へ提出します。

申請どおりに認定されると、お子さんごとに『支給認定証（A4サイズの青い紙1枚）』が発行されます。

この支給認定証は、お子さんの認定状況を示す大切なものですのでご自宅で大切に保管ください。認定後、支給認定内容を変更（1号⇔2号、標準時間⇔短時間など）する際に、市へこの支給認定証を提出する必要がありますので、変更手続き等の際に市の窓口へお持ちください。

なお、3号認定を受けた場合、満3歳の誕生日の前日に自動的に2号認定に切り替わります。満3歳の誕生日の翌月に各保育所等を通じて2号認定の支給認定証をお渡しします（この場合、3号認定の（旧）支給認定証は破棄くださるようお願いいたします。）。

### (2) 利用調整

利用調整とは、保育（2・3号）認定を受けた子どもの保育所等への入所にあたり、各保育所等には定員があることから、利用申込み時に提出いただいた申請書類をもとに、各世帯について保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高い子どもから、各保育所等の受入可能数の範囲内で入所者を調整していく入所選考のことです。

審査は、「えびの市保育の必要性の認定を受けた児童に関する利用調整基準要綱」に基づき点数化し、世帯の合計点数の高い子どもから入所者を決定していきます。

なお、保育所等への入所は毎月1日からとなります（月途中での入所は行っていません。）

#### 注意！

利用調整やその後の保育料の算定の際に必要なとなりますので、次のような場合は、必ず市へ届け出てください。

- 申込み内容に変更があったとき
  - ・ 就労先や勤務時間、妊娠・出産など、保育を必要とする事由の変更 など
- 市民税額に修正や変更があったとき（増減を問わず）
- 保育所等を利用する必要がなくなったとき
  - ・ 退職したときや、家庭での保育が可能となったとき など





### (3)入所決定について

入所が決定した子どもについては、「利用承諾通知書」をご自宅へ送付します。  
 入所が保留となった子どもについては、個別にお電話にてご連絡差し上げます。  
 なお、いずれかの対応をさせていただく前の結果に関するお問い合わせについてはお答えできません。

〔入所が保留となった場合でも、特に申請の取り下げなどがない限り、毎月行う利用調整〕  
 の対象となります。この場合、入所決定となったときにのみご連絡を差し上げます。〕

#### ●入所決定後に必要となる書類

以下の方は、入所後に提出いただく書類がありますので、ご注意ください。

『求職活動中』により申込みいただいた方	入所期間1月経過ごとに、『求職活動状況申告書』に活動状況を記入し、翌月5日までに提出してください。その際、ハローワークで求職活動を行った場合は、その都度、「求職活動証明書」にハローワークで受付印を押してもらったものを、添付してください。各様式は、入所決定後に送付します。
産休・育休明けで職場復帰するとき	「就労証明書」(ピンクの紙)を提出してください(必ず職場復帰後に証明を受けてください)。正当な理由なく当初の復帰予定日に復帰していないことが分かった場合、退所いただくことがありますので、ご注意ください。

#### ●入所後の諸注意

以下の場合に該当したときは、必ず市福祉事務所へ届け出て必要な手続きを行ってください。手続きが必要か不明な場合は、お電話にてお問い合わせください。

届出が必要となる時(例)	届出の際に必要な書類等
就労状況が変わったとき	・変更後の「就労証明書」を提出してください。
保護者が仕事を辞めたとき 就学期間等が修了したとき	・退職(卒業)後、1ヶ月以内に別の「就労証明書」等を提出してください。 ※届出なく退職していたことが発覚した場合、入所が継続できなくなることがありますので、ご注意ください。
家庭状況に変更があったとき (同居・別居・転居・出産・離婚・結婚等)	・「支給認定内容変更届出書」を提出いただく必要がありますので、市窓口までお越しください。
就労で入所していたところ 妊娠がわかったとき	・出産予定月の2ヶ月前から、保育を必要とする事由が、「就労」から「妊娠・出産」に切り替わりますので、「母子手帳の写し(出産予定日が分かるページ)」を提出し、変更の手続きを行ってください。
えびの市から他の市区町村へ 転出するとき	・「退所届」を提出いただく必要がありますので、市窓口までお越しください(予定が分かれば早めに提出してください。)

※いずれの手続きの際も、原則として印鑑と「支給認定証」が必要となります。



## ●実費負担(保育料以外に発生する費用)について

市が各世帯の所得に応じて算定するのは、通常の教育・保育に要するものとして定められた公定価格のうち、「保育料(利用者負担)」部分のみです。

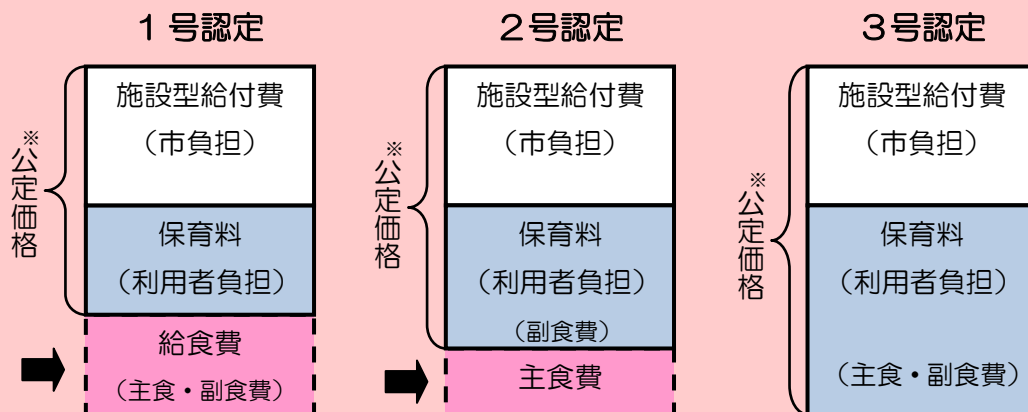
特定教育・保育施設によっては、入園料や、制服代、施設設備費などにより、**保育料とは別に負担(実費負担分)が生じることがあります。**

また、保育(2・3号)認定の保育料には、給食費(2号の場合は一部)が含まれていますが、教育標準時間(1号)認定の保育料には、給食費が含まれません(下の「**注意!**」欄を参照)ので、2号認定や給食を実施する幼稚園等では、保育料とは別に給食費(の一部)を負担いただくことがあります(各園で異なります。)

### 注意!

支給認定の区分ごとに、保育料に含まれる給食費が異なります。

1号認定、2号認定の場合、それぞれ給食費(主食・副食費)、主食費を、保育料とは別に負担いただくこととなります(下図の点線部分)。この実費負担分については、各園で異なりますので、入所(園)希望の前に、各施設へお問い合わせください。



(注) 上はあくまで便宜上のイメージ図です。図の大きさがそれぞれの価格の割合をあらわすものではありません。

※公定価格…子ども1人あたりの教育・保育等に通常要する費用として国が定めた額のこと。

## ●保育料の変更・減額・免除について

### 〈保育料の変更〉

引越しや、離婚・婚姻、祖父母との同居・別居など、様々な要因により世帯の状況に変更があった場合、保育料が変更となることがあります。世帯員に変更が生じた場合は、必ず市へご連絡ください。また、市区町村民税課税額の変更があった場合も、保育料が変更となることがあります。

なお、この場合の保育料の変更は、原則として変更のあった翌月から行います。

### 〈保育料の減免〉

保育料の納入義務者(父母等)が次に該当することで、保育料の納入が困難であると認められると、保育料が減免になる場合がありますので、ご相談ください。

- ・災害その他やむを得ない理由により所得に著しい変動が生じたとき
- ・死亡したとき
- ・そのほか、市長が特に必要と認めるとき

保育料の減免措置は、今後  
国の制度改正などに伴い、  
変更になることがあります。

## ●多子世帯に対する保育料の軽減について

保育所等を利用する子どもに兄弟がいる（多子世帯の）場合、  
保育料については、**国の制度**により以下のとおり減免措置があります。

【2号認定・3号認定の場合】（保育所や認定こども園（保育）を利用している場合）

→ 保育所等に入所しているお子さんの中で年齢順に、第1子、第2子と数えていき、  
第2子は半額、第3子以降は無料とする

【1号認定の場合】（幼稚園や認定こども園（教育）を利用している場合）

→ 小学校3年生までのお子さんの中で年齢順に、第1子、第2子と数えていき、  
第2子は半額、第3子以降は無料とする

ただし、いずれの認定の場合も、世帯の年収が約360万円未満の世帯\*については、  
年齢制限（下線部分）を撤廃し、大学生や高校生の兄・姉であっても、世帯を同一に  
する同居の兄弟姉妹全員について年齢順に、第1子、第2子と数えていき、第2子は半額、  
第3子以降は無料とする軽減措置が平成28年4月から新たに設けられました\*\*。

\*年収の額は、国通知に基づく目安です。

\*\*このほか、ひとり親世帯などには、別の減免措置があります。

これに対し、

**えびの市**では、世帯を同一にする兄弟姉妹全員の中で第3子以降の子どもであるにもか  
かわらず、国の軽減措置では無料とされない子どもの保育料について、**独自に減免**を行い、  
保育料を無料にする事業（えびの市第3子以降保育料無料化事業）を行っています。

このため、同じ保育料が0円とされているお子さんであっても、市区町村民税による算定  
上0円とされている方や、国の軽減措置により0円とされている方、えびの市独自の事業に  
より0円とされている方がいらっしゃいます。

国の軽減措置により減免を受ける方については、手続きは必要ありませんが、えびの市独  
自の事業により減免を受ける方については、入所の決定後、**減免の申請手続き**をしていただ  
く必要があります。この事業の対象となった方については、入所決定後、市で抽出した上で、  
個別に減免申請の案内をする予定です。対象となった方は、減免申請書の提出をお願いいた  
します。

### 注意！

なお、**これらの減免はあくまで、所得に応じて決定される「保育料」に対してのみ適用  
されます。**園によっては保育料以外の負担があったり、1号認定の場合は保育料に給食費  
が含まれていませんので保育料とは別の負担として給食費があったり、入園料が発生した  
りするなど、保育料とは別にこうした実費負担が必要となることがありますが、**これらの  
保育料以外の負担に対しては上記の減免はありません**ので、ご注意ください。

保育料以外の負担については、あらかじめ利用を希望する園に直接ご確認くださいよう  
お願いいたします。

## (2) 納入方法等

保育料の納入方法は、通う園が、保育所か保育所以外かによって異なります。

### ● 保育所の場合

保育料は、えびの市に対して納入いただきます。以下のいずれかの方法で納入ください。

#### □ 口座振替払い

毎月末日（土日祝日の場合は翌営業日。）に指定の口座から振り替えます。

（例）4月の保育料は4月30日に振り替えますが、平成29年4月30日は日曜日ですので翌営業日の5月1日に振り替えます。

残高不足等で振替ができず納付の確認ができないときは「納付書」を郵送しますので、コンビニや金融機関で納入ください（この納付書には期限があります。期限内に納入いただけない場合、督促手数料を付した督促状を郵送します。）。

#### □ 口座振替の手続きは簡単！

市役所窓口又は指定金融機関<sup>※</sup>の窓口に備えられている『えびの市税・料金等 口座振替依頼書・自動払込利用申込書』に必要事項を記入（申込書の【6.取扱科目】欄は、「7 保育料」に○をしてください。）・押印し、指定金融機関の窓口へ提出してください（申込書の提出先は市役所ではありません。）。

※宮崎銀行、鹿児島銀行、高鍋信用金庫、えびの市農協、九州労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）の口座が利用できます。

#### □ 納付書払い

各園から渡される「月謝袋」などにより、各園に納めていただき（詳しい納め方は各園にお問い合わせください。）、各園が取りまとめて銀行等でえびの市に納入します。

月末までに、その月の保育料が納入されなかったときは、「納付書」を郵送しますので、コンビニや金融機関で納入ください（この納付書には期限があります。期限内に納入いただけない場合、督促手数料を付した督促状を郵送します。）。

保育料の納め忘れや、保育園の事務負担軽減のため、口座振替払いをお願いしています（口座振替での納入に支障がある方は、納付書払いをお願いします。）。

#### 注意！

保育料を滞納された場合、滞納処分の対象となります。通常は、督促状やお電話などにより自主的な納付をお願いしておりますが、長期にわたり滞納が続いた場合、法令に基づき勤務先への給与等の照会、並びに預貯金の照会をした上で、差押による滞納処分を実施いたします。また、保育料の滞納がある世帯については、入所調整の際、不利益になる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。滞納保育料の納入については、市へご相談ください。

### ● 幼稚園、認定こども園（2・3号認定を含む）の場合

保育料は、各施設に対して納入いただくこととなります。

納入方法等は、各施設に対してお問い合わせください。

## 7 退所について

次に掲げる例に該当するなどして、保育所等の利用要件を満たさないと認められる場合には、保育所等を退所いただくことになります。これらに該当したときは、必ず申し出てくださるようお願いいたします。

※①～⑤の場合の他にも、保育所等の利用要件を満たさなくなった場合は、退所いただくことになりますので、ご注意ください。

- ① 保護者が就労等しておらず、保育の必要性が認められないとき  
⇒仕事を辞めた場合、その月の末日付けで退所となります。
- ② 「求職活動中」により入所していたが、就労しないまま3か月経過したとき  
⇒期間満了により、入所3か月目の末日付けで退所となります。
- ③ 転出などにより、えびの市民ではなくなったとき  
⇒住民票の異動月の末日付けで退所となります。  
※継続して今の施設に通いたい場合でも、えびの市で退所手続きをしていた  
だき、転出先の市区町村役場で改めて申込み手続きを行ってください。
- ④ 長期間、保育所をお休みするとき  
⇒個別に相談いただき、場合によっては退所となることがあります。  
※里帰り出産などで、長期間えびの市外へ滞在するときや、里帰り先の市区  
町村内の保育所等を利用したい場合、いったん退所となることがあります。  
⇒退所前の自己都合によるお休み期間中の保育料は減免とはなりません。
- ⑤ 上記に該当したが申し出がない場合または申込み内容に虚偽があった場合  
⇒発覚した場合、支給認定を取り消した上で、退所となることがあります。

このほか、入所申込書の記載内容から世帯の状況等に変更があったり、入所状況等に変更があったりした場合などは、必ず市福祉事務所へご連絡くださるようお願いいたします。

### 退所となったあとは

- 途中で退所となった場合でも、保育料の日割計算はしていませんので、退所月の末日までに口座振替か納付書により、ひと月分の保育料を納入してください。
- 退所となった場合、後日、ご自宅へ「保育実施解除通知書」を送付します。転出等で住所が既に移られている場合は、異動手続きの際に届いただいた転出先住所へ送付します。
- 転出先で新たに保育所等の利用を申し込む場合、転入転出の時期によっては、えびの市が発行する「所得課税証明書」が必要となることがあります。転出の際、税務課で取得しておく、転出先で保育所等の利用を申し込むときに便利です（10ページ参照）。



## 8 えびの市内の特定教育・保育施設について

この時間のほかにも、園によって  
**延長保育**や**預かり保育**(別料金)  
を実施しています。

### ●私立施設（えびの市内に公立施設はありません）

地区	施設 類型	施設名称	電話(0984)	年齢	利用 定員	開所時間(延長時間除く)				
			住所 (えびの市大字)			1号	2号	3号	教育標準時間	保育標準時間
飯野地区	保育園	飯野保育園 <small>いいの</small>	33-2100	0歳 ～ 5歳	—	7:00～18:00	注 参照	—	7:00～18:00	8:00～16:00
			原田 52-2					—	7:00～18:00	8:00～16:00
	和光保育園 <small>わかこう</small>	33-3672	0歳 ～ 2歳	—	7:00～18:00	注 参照	—	7:00～18:00	8:00～16:00	
原田 3230-4	60人	7:00～18:00					8:00～16:00			
幼稚園	第二和光幼稚園 <small>だいにわかこう</small>	33-3269	満3歳 ～ 5歳	70人	7:30～18:00	注 参照	10:00～15:00	保育料の範囲内で 7:30から預かり可能 (15時以降は別料金で預かり)		
		原田 3294		—			—			
上江地区	保育園	上江保育園 <small>うわえ</small>	33-3265	0歳 ～ 5歳	—	7:00～18:00	注 参照	—	7:00～18:00	8:30～16:30
			上江 1870-1					70人	7:00～18:00	8:30～16:30
加久藤地区	保育園	加久藤保育園 <small>かくとう</small>	35-0189	0歳 ～ 5歳	—	7:00～18:00	注 参照	—	7:00～18:00	8:30～16:30
			永山 3-2					60人	7:00～18:00	8:30～16:30
	加久藤乳児保育園 <small>かくとうにゅうじ</small>	35-1219	0歳 ～ 2歳	—	7:00～18:00	注 参照	—	7:00～18:00	8:30～16:30	
栗下 1608	50人	7:00～18:00					8:30～16:30			
認可園	認定こども園 ふじ幼稚園	35-2508	3歳 ～ 5歳	40人	7:30～18:30	注 参照	8:30～16:30	7:30～18:30	8:30～16:30	
		栗下 1592		35人			7:30～18:30	8:30～16:30		
真幸地区	認可園	真幸認定こども園 <small>まさき</small>	37-1495	0歳 ～ 5歳	15人	7:00～18:00	注 参照	9:00～15:00	7:00～18:00	8:00～16:00
			向江 1040-1		55人			7:00～18:00	8:00～16:00	
	なかよし 認定こども園	37-2063	0歳 ～ 5歳	10人	7:00～18:00	注 参照	9:00～15:00	7:00～18:00	8:00～16:00	
向江 98	55人	7:00～18:00		8:00～16:00						
認可園	京町こども園** <small>きょうまち</small> (京町中央幼稚園)	37-0228	0歳 ～ 5歳	20人	7:00～18:00	注 参照	8:30～16:30	7:00～18:00	8:30～16:30	
		向江 876		30人			8:30～16:30	7:00～18:00	8:30～16:30	

(平成 28 年 11 月 1 日時点)

(注) 教育標準時間、保育(標準・短)時間、延長時間(延長保育・預かり保育)については、必ず各園にお問い合わせください。  
預かる時間によっては、保育料の他に別途負担が生じることがありますので、ご注意ください。

\*保育短時間の設定は、原則として各園1つずつですが、園によっては複数の時間帯を設けているところもあります。

\*\*京町中央幼稚園は平成 29 年 4 月から認定こども園に移行予定です。



## 9 よくある質問(Q&A)

### ● 利用申込みについて

Q：現在、育児休業中ですが、保育所等への利用申し込みはできますか？

A：育児休業を理由とする入所は原則として申込みできますが、各施設の定員充足状況を考慮し、現に就労している世帯などの申込みと比べて順番が劣後することがあります。

Q：現在、求職中ですが、保育所等への利用申込みはできますか？

A：可能です。ただし、入所期間は3か月以内で、保育短時間認定となります。また、各施設の定員充足状況を考慮し、現に就労している世帯などの申込みと比べて順番が劣後することがあります。

Q：えびの市外の保育所等への利用申込みはできますか？

A：可能です。えびの市外の施設への入所希望であっても、住民票がえびの市内であればえびの市へ申し込んでください。えびの市と施設所在地の市区町村との間で協議を行います。ただし、えびの市外の施設を使う理由（勤務地が近い、など）が必要です。

Q：月の途中（例えば「15日付け」など）からの入所・退所はできますか？

A：入所は毎月1日付けで行っていますので、月途中の入所はできません。退所は月途中でも可能ですが、保育料の日割り計算はできませんので、ひと月分の保育料をご負担いただきます。

Q：先着順で入所が決定するのですか？

A：先着順ではありません。各期限内に提出があった申込みの中で、保育の必要性を客観的に点数化し、点数の高い方から入所が決定します。ただし、年度途中などに新規で申し込まれた方が、既に入所している方より点数が高い場合であっても、入所している方より優先して入所を決定するわけではありません。

Q：保育所等に入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A：『就労』以外に保育の必要性が認められなければ退所となります。ただし、すぐに次の就労先が見つかった場合などは継続して入所できます。いずれの場合も、市へ申し出てください。

Q：幼稚園や認定こども園（1号認定）の申し込みはどうしたら良いですか？

A：各園で入園手続きを受け付けます。支給認定申請書（1号）と入園申込書を各園に提出してください。申込み時期や必要書類などは、各園にお問い合わせください。

Q：保育所等への入所が保留になりました。毎月申込みをする必要がありますか？また、どのくらい待てば入所できますか。

A：年度内（3月まで）であれば、再度申し込みする必要はありませんが、来年度（4月以降）の入所を希望する場合は別途申し込みをしていただく必要があります（12月頃）。申込み後、入所決定前であっても、申込み時の就労状況等に変更があれば、申し出てください。どの程度待つかというお問い合わせについては、ここ数年、保育所等の申込みが非常に多くなっていることから、明確なお答えができない状況になっています。希望の保育所等に空きが出るなど入所可能となり次第、ご連絡します。



## ● 支給認定について

Q：『就労』により保育所等を利用していましたが、妊娠により産前産後休暇を取得予定です。何か手続きが必要ですか？

A：出産予定月を含めない前2か月から後3か月の期間は、保育を必要とする事由が『就労』から『妊娠・出産』に切り替わりますので、体調の良いときに、早めに市で手続きしてください。

Q：どういうときに支給認定に関する手続きをしたら良いですか？

A：まず幼稚園や保育所等を利用する際は認定申請をしていただく必要があります。認定を受け、保育所等が決定した後に、就労状況に変更（就職・退職・勤務時間の変更など）があったり、世帯員状況（離婚・結婚・祖父母と同居など）があったり、1号⇔2号間の変更がしたい（保育所から幼稚園へ転園など）ときなどは変更申請の手続きが必要です（3号⇒2号の変更は手続き不要です。）。まずはお電話にて市へお問い合わせください。

## ● 保育料について



Q：保育料（利用者負担）はどのように決まりますか？

A：原則として、父母の市区町村民税所得割額の合算額により決定します。ただし、同居している祖父母などがある場合、その方のうち、最も所得の多い方が算定対象となる場合があります。

Q：9月から保育料が増えた（減った）が、どうしてですか？

A：保育料は、4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の市区町村民税所得割額により決定するため、9月から保育料が切り替わります。前年度から当年度の課税状況に大きな変化があれば、それに伴い保育料が上下する可能性があります（課税状況に大きな変更がなければ、9月以降も保育料の変更がないこともあります。）。

Q：決定した保育料は安くなりませんか？

A：災害や、やむを得ない理由などが認められれば減免されることがあります。また、保育料を滞納してしまい、負担が大きいときなどは、納入計画についてご相談ください。

Q：保育料を口座引き落としにしたいが、どうしたら良いか？

A：通っている施設が保育所であれば、指定金融機関の窓口で手続きが出来ます（13ページ参照）。通っている施設が幼稚園や認定こども園の場合は、各施設にお問い合わせください。

Q：兄が保育園に入所していて、来月から妹が入所します。口座引き落としの手続きが必要ですか？

A：納入義務者（父や母など）ごとに登録していますので、兄のときに口座振替の手続きをしている場合は、妹の入所の際は手続きいただく必要はありません。

なお、お子さんが卒園されて、今後保育所を使う見込みがない場合、口座振替登録を解約（廃止）して下さるようお願いいたします。

Q：3歳の誕生日を迎え、3号認定から2号認定になったが、保育料は変わりますか？

A：変わりません。この場合、支給認定は年度途中で変わりますが、保育料の算定上は、同一年度中は、その年度の4月1日時点の年齢のお子さんとして算定します。

## (参考)えびの市保育料(抄)

(単位：円)

教育標準時間（1号）認定			保育（2・3号）認定							
市階層区分 (市町村民税所得割額)		全年齢 (共通)	市階層区分 (市町村民税所得割額)		3歳未満		3歳		4歳以上	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	特別認定	0	2	市町村民税 非課税世帯	特別認定	0	0	0	0
		上記以外	1,600			上記以外	8,000	7,800	6,000	5,800
3	市町村民税均等割 のみの世帯	特別認定	0	3	市町村民税均等割 のみの世帯	特別認定	5,800	5,650	5,300	5,200
		上記以外	3,000			上記以外	12,600	12,300	11,600	11,400
4	市町村民税所得割 5,000円未満	特別認定	3,550	4	市町村民税所得割 5,000円未満	特別認定	7,300	7,150	6,500	6,350
		上記以外	8,100			上記以外	15,600	15,300	14,000	13,700
5	同 5,000円以上 48,600円未満	特別認定	3,800	5	同 5,000円以上 48,600円未満	特別認定	8,150	8,000	7,000	6,850
		上記以外	8,600			上記以外	17,300	17,000	15,000	14,700
6	同 48,600円以上 57,700円未満	特別認定	4,450	6	同 48,600円以上 57,700円未満	特別認定	9,250	9,050	8,650	8,500
		上記以外	9,900			上記以外	18,500	18,100	17,300	17,000
7	同 57,700円以上 60,000円未満	特別認定	4,450	7	同 57,700円以上 60,000円未満	特別認定	9,250	9,050	8,650	8,500
		上記以外	9,900			上記以外	18,500	18,100	17,300	17,000
8	同 60,000円以上 77,101円未満	特別認定	5,100	8	同 60,000円以上 77,101円未満	特別認定	10,500	10,300	9,850	9,650
		上記以外	11,200			上記以外	21,000	20,600	19,700	19,300
9	同 77,101円以上 88,000円未満	13,000	9	同 77,101円以上 88,000円未満	24,300	23,800	22,900	22,500	22,900	22,500
10	同 88,000円以上 97,000円未満	14,700	10	同 88,000円以上 97,000円未満	28,500	28,000	26,500	26,000	26,000	25,500
11	同 97,000円以上 133,000円未満	16,300	11	同 97,000円以上 133,000円未満	32,600	32,000	31,000	30,400	29,000	28,500
12	同 133,000円以上 397,000円未満	17,100	12	同 133,000円以上 169,000円未満	39,400	38,700	33,000	32,400	30,600	30,000
			13	同 169,000円以上 256,000円未満	46,000	45,200	33,400	32,800	30,600	30,000
			14	同 256,000円以上 301,000円未満	48,500	47,600	33,400	32,800	30,600	30,000
			15	同 301,000円以上 397,000円未満	50,000	49,100	33,400	32,800	30,600	30,000
13	同 397,000円以上	22,400	16	同 397,000円以上	65,000	63,800	43,800	43,000	40,100	39,400

※ この表は平成28年4月時点のものです。今後の国の制度改正などに伴い変更になることがあります。

※ 特別認定…ひとり親世帯、在宅障がい(児)者のいる世帯又はその他の世帯（特に困窮していると市長が認めた世帯）

※ 多子世帯軽減の適用などにより、上記額から半額または無料となる場合があります。世帯の状況に応じて、各種減免等の適用状況が異なりますので、個別に窓口にてお問い合わせください（具体的な算定額については、お電話ではお伝えできません。）。